

令和 7 年 9 月 19 日

各市町国民健康保険主管課長 様
各市町後期高齢者医療主管課長 様
一般社団法人静岡県医師会事務局長 様
一般社団法人静岡県歯科医師会事務局長 様
公益社団法人静岡県薬剤師会事務局長 様
公益社団法人静岡県病院協会事務局長 様
公益社団法人静岡県看護協会事務局長 様
公益社団法人静岡県栄養士会事務局長 様
一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会事務局長 様
各国民健康保険組合事務（局）長 様
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長 様
静岡県国民健康保険団体連合会事務局長 様

静岡県健康福祉部健康局
国民健康保険課長

医療機関等におけるスマートフォンでの
マイナ保険証の利用開始について（通知）

このことについて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかから事務連絡
がありましたので、参考までにお知らせします。

記

No	文書の日付	文書番号	件 名 等	発 信 者
1	令和 7 年 9 月 18 日	事務連絡	医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の送付について	厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課
2	令和 7 年 9 月 18 日	事務連絡	医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）	厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課
3	令和 7 年 9 月 18 日	事務連絡	医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の送付について（周知）	厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課
2	令和 7 年 9 月 18 日	事務連絡	医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）	厚生労働省保険局医療介護連携政策課

担 当 事業運営班 高橋
電話番号 054-221-2335

事務連絡
令和7年9月18日

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	
公益社団法人	日本薬剤師会	
一般社団法人	日本病院会	
公益社団法人	全日本病院協会	
公益社団法人	日本精神科病院協会	
一般社団法人	日本医療法人協会	
一般社団法人	日本チェーンドラッグストア協会	
一般社団法人	日本保険薬局協会	

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に
関する疑義解釈資料の送付について（周知）

マイナ保険証の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり通知しましたので、貴会会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に
関する疑義解釈資料の送付について

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応について、
今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連
絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

(答)

- スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

(答)

- 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。
- スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。
- なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月より、iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が開始されたことを踏まえ、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）の利用に向けて、同年7月と8月に、一部の医療機関・薬局において実証事業を実施したところですが、同年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始され、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療が受けることが可能となります。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、その詳細及び医療機関等で利用する際の留意事項を下記のとおり連絡させていただきます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1 スマートフォンでのマイナ保険証利用のメリット

スマートフォンでマイナンバーカード機能が追加されることで、実物のマイナンバーカードを読み取ることなくマイナポータルへのログインを簡単に行えるようになり、自身の過去の医療情報の把握や管理が容易になります。

また、スマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるほか、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

なお、利用者にとってスマートフォンへのマイナンバーカードの追加は任意であり、スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続きマイナ保険証として医療機関等でご利用いただけます。

2 スマートフォンでマイナ保険証を利用する際の事前準備

医療機関等でスマートフォンをマイナ保険証として利用するには、対象機種の確認（※1）と、マイナ保険証の利用登録に加え、事前に以下の対応をお願いいたします。医療機関等の窓口での混乱回避と円滑な受付のために、事前準備についてご協力下さい。

【事前に用意するもの】

- ・実物のマイナンバーカード
- ・最新のマイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁） ※iPhoneのみ

（1）来院・来局前のスマートフォンへのマイナンバーカードの追加

最新のマイナポータルアプリから、スマートフォンのマイナンバーカードの利用申請を行って下さい。利用申請に当たっては、実物のマイナンバーカードとその署名用電子証明書のパスワードが必要となります。設定したパスワードが分からない場合や、一定回数入力を誤ってロックされてしまった場合は、スマートフォンに暗証番号のリセットアプリ（「JPKI 暗証番号リセット」アプリ）をインストールし、アプリで「初期化の予約」をした上で、コンビニのキオスク端末を利用して再設定するか、お住まいの市区町村窓口での再設定をお願いいたします。アプリによる手続きの詳細は、地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>）をご参照ください。

スマートフォンへのマイナンバーカードの追加に当たっては、スマホ用利用者証明用電子証明書（以下「スマホ用電子証明書」という。）の4桁の暗証

番号を新規に設定することが必要となります。この暗証番号は、Android を利用される方については実物のマイナンバーカードを使わずにマイナポータルにログインする際や、医療機関等を受診する際に必要となります。

なお、スマートフォンの OS が古い場合には、マイナンバーカードの追加ができないおそれがあるため、最新の OS にアップデートをお願いいたします。

(2) スマートフォンの利用に対応した医療機関・薬局の確認

医療機関・薬局を受診等する前に、スマートフォンの利用に対応しているかどうか、厚生労働省のホームページに掲載されている対応医療機関・薬局のリストで確認できます（詳細は 4 に記載）。日常的に通院されている場合には、医療機関・薬局の窓口等に、スマートフォンでの受付に対応していることが分かる目印となるステッカーが掲示されていますので、そちらをご確認のうえご利用いただくことも可能です。スマートフォンの利用に対応していない医療機関等を受診する場合は、原則として実物のマイナンバーカードによる受付となりますので、事前に医療機関等の対応状況の確認ができない場合にはご留意下さい。

(※1) スマートフォンの対象機種は、以下をご確認下さい。

- ・ Android : https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site_domain=default
- ・ iPhone : iPhone XS 以降で iOS 18.5 以上を搭載した端末

(注1) スマートフォンへのマイナンバーカードの追加は 1 人 1 端末のみ可能であり、機種変更時には、

- ・ マイナポータルアプリで古い端末からマイナンバーカードの削除をした上で、新しい端末に再度追加をするか、
- ・ 新しい端末からマイナンバーカードの追加をすることで、引き続きスマートフォンによるマイナ保険証利用が可能です。（後者の場合、古い端末での削除は不要となります。）

(注2) 実物のマイナンバーカードや電子証明書を更新した場合にはご自身のスマートフォンから、更新後のマイナンバーカードを利用して再度追加手続を行って下さい。市区町村の窓口での手続は不要です。

(注3) 原則として、15 歳未満はスマホ用電子証明書の発行時に必要となるマイナンバーカードの署名用電子証明書が発行されないため、スマートフォンのマイナ保険証利用はできません。

3 医療機関・薬局での利用手順

マイナンバーカードが追加されたスマートフォンを医療機関・薬局で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し（※2）、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択します。その後、OSに対応した本人認証のための操作が必要となります。具体的には、iPhoneはスマートフォン上での認証（FaceID・TouchID）が、Androidでは顔認証付きカードリーダー上でのスマホ用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

本人認証の後、スマートフォンの読み取り用の汎用カードリーダーにスマートフォンをかざします。「スマホをかざす」というステッカーがあれば、それを目印にしてかざして下さい。この際、iPhoneでは、本人認証をしてスマホ用電子証明書を読み取れる状態（※3）にしておく必要があります。一定時間が経過すると、再度認証の操作が必要となりますので、ご留意下さい。

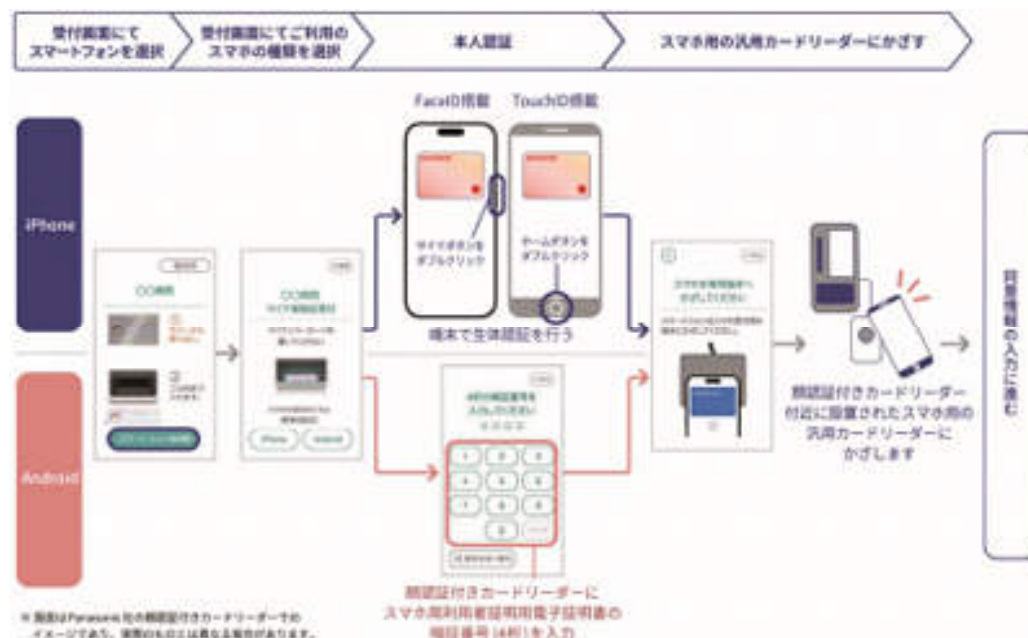
読み取りが完了したら、顔認証付きカードリーダーの画面が医療情報等の提供に当たっての同意情報の入力画面に切り替わりますので、そちらの画面操作をお願いいたします。これ以降の操作は、これまでの実物のマイナンバーカードの利用時と同様です。

（※2）スマートフォンの読み取りに対応している医療機関・薬局でのみ選択ボタンが表示され選択可能となります。（キヤノン製の顔認証付きカードリーダーも含め、表示がなければ利用できません。）

（※3）iPhoneのロック画面か、Appleウォレットアプリを開いて、FaceIDの場合はサイドボタンをダブルクリック、TouchIDの場合はホームボタンをダブルクリックします。マイナンバーカードを選択して認証し、iPhoneの画面上に「リーダーにかざしてください」と表示された状態でかざすと、読み取りができます。

（注4）何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合は、その場でスマートフォンからマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行うことが可能です（別添をご参照下さい）。

（注5）マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際は、スマートフォンの利用時は期限後3か月の経過期間なくカードリーダーでの読み取りができず、マイナポータルにもログインできなくなるため、医療機関等の受診の前に期限が切れていないかご確認下さい。



4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局

本年9月19日から、スマートフォンの読み取り環境が整った医療機関・薬局から順次、スマートフォンでのマイナ保険証利用が開始されるに当たり、患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局のリストを掲載いたします。リストは定期的に更新していきますので、受診等される医療機関・薬局がスマートフォンでのマイナ保険証利用に対応しているか随時ご確認下さい。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へのお電話でも確認することができます。また、リストへの掲載前にスマートフォンの利用に対応している場合もありますので、最新の状況は医療機関等に直接お問い合わせいただくか、医療機関等の受付に掲示されたステッカー等をご確認下さい。

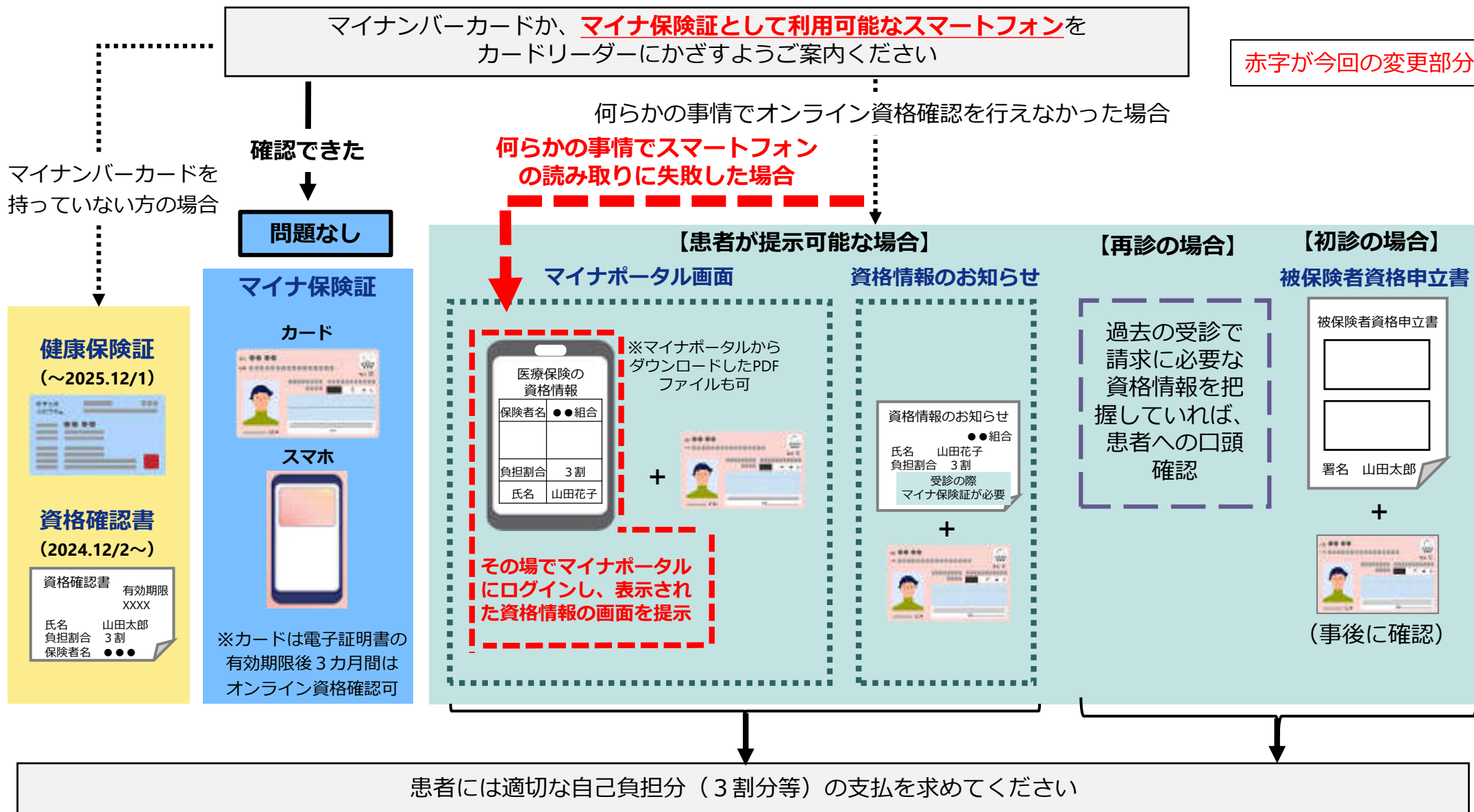
(参考) スマートフォンのマイナ保険証利用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

(別添)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。



事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に
関する疑義解釈資料の送付について

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応について、
今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連
絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

(答)

- スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

(答)

- 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。
- スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。
- なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

公益社団法人日本医師会	}	御中
公益社団法人日本歯科医師会		
公益社団法人日本薬剤師会		
一般社団法人日本病院会		
公益社団法人全日本病院協会		
公益社団法人日本精神科病院協会		
一般社団法人日本医療法人協会		
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会		
一般社団法人日本保険薬局協会		

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月より、iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が開始されたことを踏まえ、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）の利用に向けて、同年7月と8月に、一部の医療機関・薬局において実証事業を実施したところですが、同年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始され、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療が受けることが可能となります。

つきましては、スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、その詳細及び医療機関等においてスマートフォンを利用する患者に対応する際の留意事項を下記のとおりお示いたしますので、貴会内での周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1 スマートフォンでのマイナ保険証利用の概要とメリット

マイナンバーカードの電子証明書が搭載されたスマートフォンの読み取りを行うことにより、環境が整った医療機関等（※1）では実物のマイナンバーカード

だけでなくスマートフォンを通じたオンライン資格確認を行えるようになります。

スマートフォンにマイナンバーカード機能が追加されることで、実物のマイナンバーカードを読み取ることなくマイナポータルへのログインを簡単に行えるようになります、自身の過去の医療情報の把握や管理が容易になります。

また、スマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるほか、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

こうした点から、実物のマイナンバーカードに加えて、スマートフォンも利用できる環境の整備に向けて、ご対応をお願いいたします。

(※1) スマートフォンでのマイナ保険証のオンライン資格確認への対応は任意です。

2 スマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた環境整備

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、導入を希望する医療機関等においては以下のご対応をお願いいたします。

(1) 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入

キヤノン製の顔認証付きカードリーダーを導入している医療機関等を除き、マイナ保険証として利用されたスマートフォンの読み取りのためには、汎用カードリーダーをご用意いただく必要があります。

汎用カードリーダーについては、顔認証付きカードリーダーに対応した機種(※2)を購入いただく必要があります。対象機種の購入に当たっては、Amazon ビジネスの専用サイトから医療機関等向けに発行されたクーポンを利用して購入いただくことで、申請手続なく購入金額の2分の1(※3)の補助を受けることができます。この補助事業は令和8年1月31日まで実施しておりますが、補助期限の間際に購入された場合、医療機関等からの注文状況によっては配送までに通常よりも長い時間を要する可能性も想定されることから、ご購入はお早めをお願いいたします。

クーポンコードを利用した購入補助の流れは以下のとおりです。(※4)

(ア) 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、クーポンコードを取得

ポータルサイトにログインすることで、医療機関・薬局ごとに発行されているクーポンコードを取得することが可能です。クーポンコードは、診療所・薬局は1つ、病院は3つ発行されています。

(イ) Amazon ビジネスのアカウントの新規作成

事前に医療機関等で作成したアカウントがない場合は、アカウントの新規登録をお願いいたします。登録に当たっては、Amazon ビジネスの専用ページから確認できる医療機関等向けの招待コードを入力してアカウントを作成下さい。

(ウ) 取得したクーポンコードを利用し、汎用カードリーダー等の購入

Amazon ビジネスの専用ページから、顔認証付きカードリーダーごとに設定された対象機種を購入いただけます。クーポンコードを利用し、①汎用カードリーダーに加え、カードリーダーの台数に応じて②USB 延長ケーブル、③USB ハブをセットで購入することも可能です（診療所・薬局は1セット、病院は3セットまで）。医療機関等の環境に応じて必要な商品の購入をご検討下さい。

(※2) 対応機種の確認は医療機関等向け総合ポータルサイトから確認できます。既に対応機種をお持ちの場合は、ソフトウェアのバージョンが最新となっているか確認のうえ、ご利用下さい。

(※3) 補助上限額は1セット当たり7,000円。

(※4) クーポンコードを利用した購入補助の流れの詳細については、既に医療機関等向け総合ポータルサイトや Amazon ビジネスの専用ページに掲載しております。より分かりやすいWeb上での画面操作の手順について改めて掲載する予定です。

(2) 汎用カードリーダーと資格確認端末(PC)との接続

購入いただいた汎用カードリーダーを、医療機関等に設置されている資格確認端末に接続します。接続後、汎用カードリーダーで読み取りをできるようにするための設定を資格確認端末上で行っていただく必要がありますが、設定に当たっては、各顔認証付きカードリーダーのメーカーが作成している接続手順書をご参照下さい（汎用カードリーダーのメーカーが附属物として作成している手順書には従わないで下さい）。接続に当たって不明な点があれば、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）にお電話下さい。

設定が完了した場合、令和7年9月19日以降、顔認証付きカードリーダーの画面上で、「スマートフォンを利用する」ボタンが表示されます（※5）ので、ご確認下さい。

なお、汎用カードリーダーの設定が完了しない限り、「スマートフォンを利用する」ボタンは表示されません。

(参考) 接続手順書の掲載リンク先

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012308

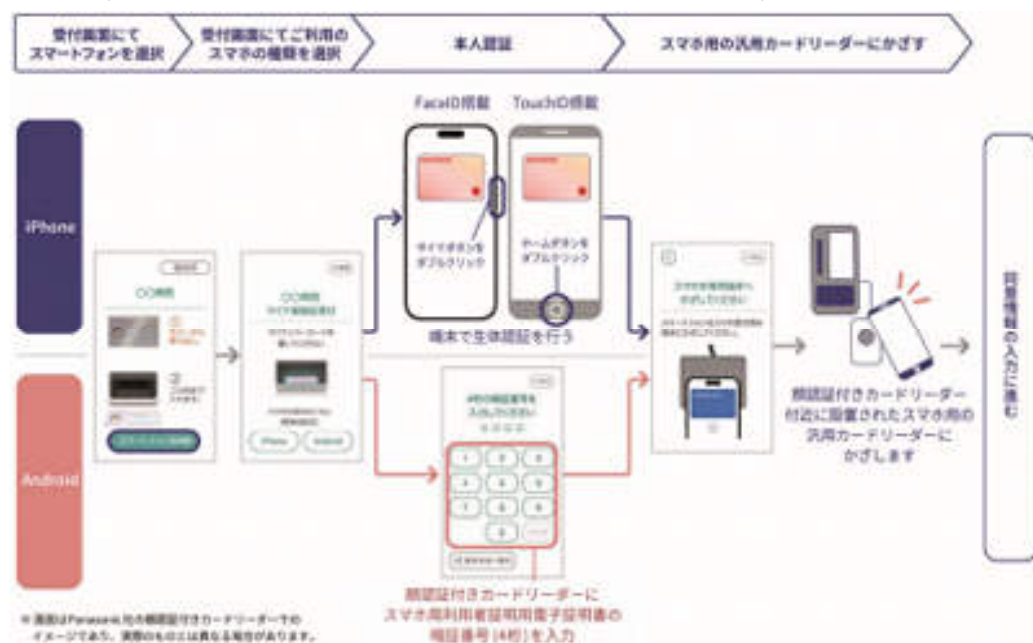
(※5) 令和7年9月19日時点で、「スマホによる本人確認の利用有無」の初期設定は「利用する」となるため、オンライン資格確認システム上の環境設定情報で追加設定をする必要はありませんが、ボタンの表示に当たっては資格確認端末と顔認証付きカードリーダーの再起動が必要です。

(3) 医療機関等の窓口での受付環境の整備

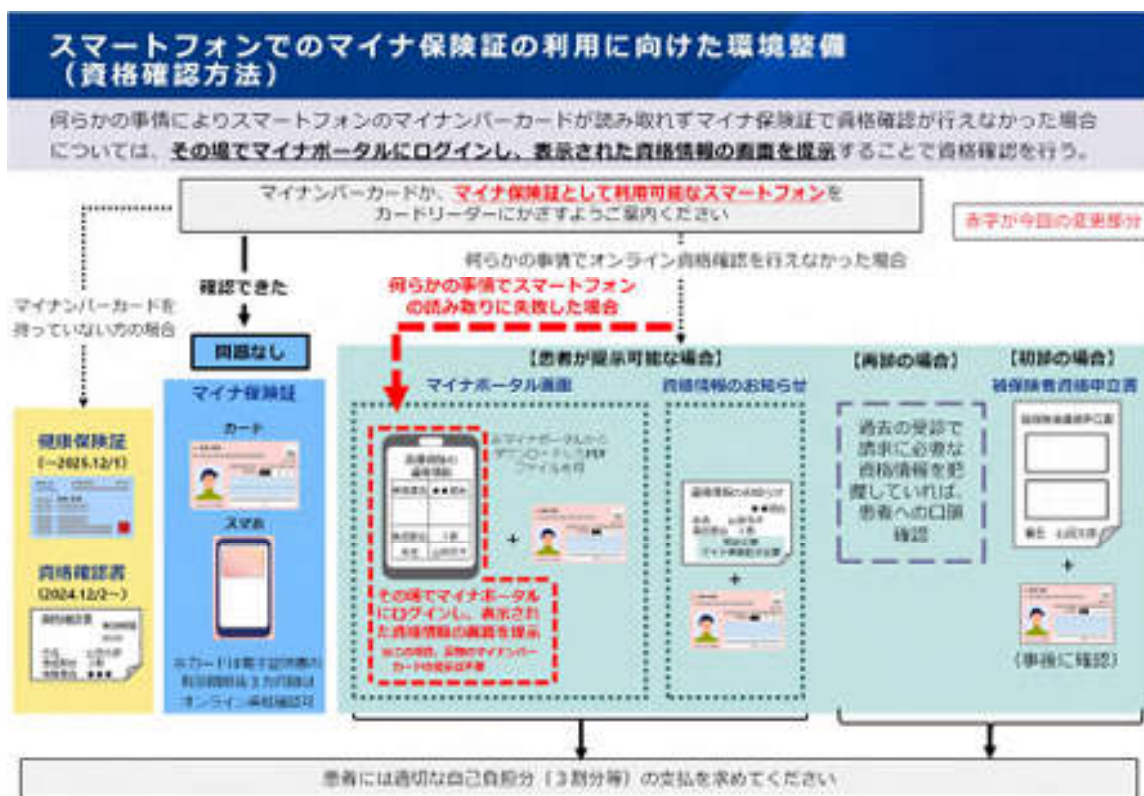
患者がスマートフォンでのマイナ保険証の利用に対応していることが分かる目印として掲示できるステッカーを、8月末に各医療機関等に対して発送しておりますので、スマートフォンの利用環境が整った医療機関等におかれは、受付窓口等に別添1のステッカーを掲示いただくようお願いいたします。また、患者がスマートフォンをかざす位置がわかりやすくなるよう、目印となるステッカーもあわせて送付しておりますので、そちらもご活用下さい。その際、汎用カードリーダーは顔認証付きカードリーダーの近くに設置いただくことが望ましいですが、資格確認端末が受付から遠い場所にある場合には、補助対象となっているUSB延長ケーブルの購入もご検討下さい。

3 医療機関・薬局における資格確認時の対応

マイナンバーカードが追加されたスマートフォンを医療機関・薬局で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択します。それ以降の流れの詳細は、以下のとおりです。



スマートフォンでの読み取りができない場合は、まずはスマートフォンが正しくかざすことができているか等についてご確認下さい。そうした対応を行った上でも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合には、マイナンバーカード若しくは資格確認書で資格確認を行うか、又はその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を確認して、資格確認を行って下さい。



(注1) マイナ保険証として利用可能なスマートフォンを患者がカードリーダーにかざして、オンライン資格確認を行った場合は、医療DX推進体制整備加算の要件として用いられるマイナ保険証の利用率に反映されます。(オンライン資格確認が行えなかった場合には反映されません。)

(注2) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際は、スマートフォンの利用時は期限後3か月の経過期間がなく、カードリーダーでの読み取りができず、マイナポータルにもログインできなくなるため、マイナンバーカード等を活用した方法で資格確認の対応をお願いいたします。

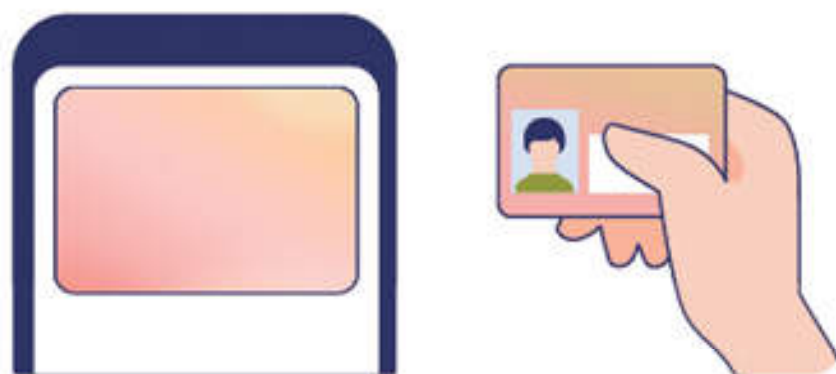
4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局の公表

本年9月19日から、スマートフォンの読み取り環境が整った医療機関・薬局から順次、スマートフォンでのマイナ保険証利用が開始されます。スマートフォン

でのマイナ保険証のオンライン資格確認への対応は医療機関等の任意であるため、患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局のリストを掲載いたします。リストの掲載に当たり、医療機関等では情報の入力等の対応は不要ですが、スマートフォンの読み取りの実績が確認された医療機関等を順次リストに掲載し、定期的に更新していきます。万一、汎用カードリーダーの不具合等によりスマートフォンの受付を停止した医療機関等がリストへの掲載を希望されない場合は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）にお電話下さい。また、医療機関等における最新の対応状況について患者から直接問い合わせがあった場合には、ご対応をお願いいたします。

（参考）スマートフォンのマイナ保険証利用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html



スマホでも、カードでも
マイナ保険証で受付